

議第 9 2 号

高島市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 1 月 2 9 日

高島市長 福 井 正 明

---

高島市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

高島市福祉医療費助成条例（平成 1 7 年高島市条例第 1 4 5 号）の一部を次のように改正する。

本則中「重度心身障害者（児）」を「重度障害者（児）」に改める。

第 2 条第 2 号ウを次のように改める。

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 2 5 年政令第 1 5 5 号）第 6 条第 3 項に定める 1 級に該当するもの

第 2 条第 2 号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 次の(ア)から(ウ)のうち 2 以上に該当する者

(ア) 身体障害者手帳の交付を受けている者であって、障害の程度が規則別表の 3 級に該当するもの

(イ) 児童相談所または更生相談所において、知的障害の程度が中度と判定された者

(ウ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に定める 2 級に該当するもの

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。